

日弁連第 50 回人権大会

1 はじめに

今年も日弁連人権大会に行ってきました。(11月1日、2日)

小生は今年はシンポジウム実行委員ではありませんでしたが、

日弁連公害環境委員会の副委員長をしており、

前日の10月31日に、同委員会の企画部会

(正副委員長及び、自然保護部会・化学物質部会など各部会の部会長が集まって委員会の運営について話し合う会議)

が浜松で開かれたことから、前日から浜松に行ってきました。

1日目はシンポジウム。シンポジウムは3つ行われ、

第1分科会は人権擁護委員会主催の「市民の自由と安全を考える - 9.11以降の時代と監視社会」

第2分科会は子どもの権利委員会主催の「当番付添人制度の全国実施と全面的な国選付添人制度の実現へ向けて」

そして第3分科会は我が公害対策・環境保全委員会主催の「住み続けたいまち サステイナブルシティへの法的戦略 - 快適なまちに住む権利の実現に向けて - 」です。

2 基調報告

最初は、シンポジウム実行委員による基調報告です。

都市の無秩序な郊外への拡散が全国各地で農地の減少や更なるクルマ社会の進行、そして中心市街地の空洞化を招いている状況、

コペンハーゲン(デンマーク)やミュンヘン(ドイツ)など、ヨーロッパの諸都市でこうした問題を克服し、環境保全型の都市を作っていく試み、

日本国内でもコンパクトシティ(郊外への拡大を抑制した、節度ある都市を作ること)への模索が始まっていること、が報告されました。

なおシンポ実行委員の皆さんは、ご当地浜松だけでなく、なぜか福井市も視察されたようです。

確かに福井市には路面電車が有り、それを街づくりに活用しようとする市民の動きもあります。

ただ、福井市の「コンパクトシティ」論は、郊外開発の抑制・中心市街地の活性化の名の下に、やたらに中心部にビルを建てている嫌いがあり、

特にホテルは明らかな過当競争を招いているようです。(福井に限ったことではありませんが)

コンパクトシティのそもそもの目的は自然と調和した、将来にわたって持続可能な街づくり。

キャッチフレーズのみが利用されることのないよう、一市民として注意していきたいところです。

3 基調講演

続いて、西村幸夫・東大工学部教授(55歳)による基調講演です。

ご専門は都市計画、都市保全計画、市民主体のまちづくり論などです。

なお、都市計画は、建築の部分だけ取れば確かに工学部ですが、都市計画は当然ながらよい建築があればよい、

というものではありませんので、
都市計画は行政学、政治学も含んだかなり学際的な領域となっています。

それだけに、西村先生からは多様な知識を伺うことができました。

一例が、「日本型都市計画」と「まちづくり」の比較。

「法による統治」「住民参加」「公平で平等」というと、プラスイメージの言葉に見えます。

ただ、前者と後者を比較して「法による統治」と「住民による統治」、「プロフェッショナル」と「アマチュアリズム」、

「公平で平等」と「透明で裁量的」、「住民参加」と「住民主体」

という、前者のみでは必ずしもうまく機能しない、ということが見えてきます。

もっとも、こうして比較すると、後者だけでもうまく機能しないということも見えてきます。

よき政治とは、よき住民があってこそ生まれ、よき住民は、よき政治によって触発される、とも言えそうです。

4 パネルディスカッション

その次は、西村先生に加え、大倉紀彰（環境省総合環境政策局・環境計画課課長補佐、33歳）

由木文彦（国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課長、47歳）

上原公子（前・国立市長、東京・生活者ネットワーク初代代表）

三上崇洋（立命館大学政策科学部教授、1948年岡山県生まれ、京大法学部、同大学院博士課程終了後、いくつかの大学を経て2000年4月より立命館大学政策科学部教授。都市法・土地法がご専門）の各氏、

それに日置雅晴（第二東京）、菅澤紀生（札幌）、小林容子（東京）の各弁護士によるシンポジウムが行われました。

上原国立市長といえば、市民と一体になった環境政策、特に景観政策の推進で知られていますが、国立市民の動きは、なんと最近の高校公民の教科書でも「新しい権利・景観権」として取り上げられているということです。

で、その様な方ですので、「これまでの」建設省のあり方には当然批判的で（例；長良川河口堰）

「ダム問題では国土交通省の役人に『この野郎』と思っていた」とおっしゃっていたのですが、

それに続けて曰く「でも由木さんがすごくいい人でびっくりした」。

確かに私から見ても、とても優秀で、

「商業施設が1万㎡を越えると環境負荷が俄然増えるので規制しようとしても、規制をかいくぐった商業施設が作られてしまう」

など、話を聞いていてもさほど違和感がありませんでした。

果たして、由木さんが特別なのか、それとも国土交通省全体が動きうるものなのか。

日弁連としても省庁との接触はないわけではありませんので、今後の動向に注目していきたいです。

5 第1分科会決議

そして、2日目が大会当日です。

午前中は開会の辞など挨拶に始まり、2006年度下期から2007年度上期までの活動報告、シンポジウム報告、そして大江健三郎氏の記念講演「原理としての『人間らしさ』」がありました。

午後が決議案採択です。

最初は第1分科会を踏まえた「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言案」です。

これは、9.11以降、アメリカの「愛国者法」に代表されるように、

日本を含め、世界各国で「テロ対策」を口実として人権抑圧がなされていることに警鐘を鳴らし、

いわゆる「テロ対策」への慎重な対応、特に共謀罪の廃案、

行政が管理する個人情報の利用・統合の厳格な規制、警察活動の謙抑性を求める決議、との説明がありました。

確かに、日弁連が警鐘を鳴らすことは、時宜にかなったことと言えます。

しかしながら、この決議案には多くの反対意見が寄せられました。

特に批判が多かったのが、

「テロや犯罪を生まない社会の実現を目指さなければならないことは言うまでもない。」と

「テロについても、...言論・表現の自由の保障を基礎とする民主的政治過程の欠落などと深い関係にある」の部分です。

確かに、テロや犯罪は、決して望ましいものではありません。

しかしながら、「テロや犯罪を生まない社会」とは何か、一義的な答えがあるわけではありませんし、決議案自身にも明確には書かれていません。

そうすると、この部分だけが一人歩きして、思わぬ使われ方（それこそテロを口実とした人権抑圧）がされかねない、という批判に対し、

あながち杞憂と切り捨ててよいものか、疑問の余地があります。

また、民主的政治過程の欠如とテロがどのような関係にあるのか、というのも決議案では必ずしも明確にはなっていない。

むしろ、パキスタンにおいては、「テロ対策」を口実として軍事独裁政権ができた（因果関係が逆）、という側面があります。

議論は延々2時間近くに及び、小生は直感的に、

「このまま採決になったら絶対、会員の間で禍根を残す」と思いました。

そこで議論に加わり、上記2つを削除した上、「テロについても、差別や貧困をはじめとした様々な要因を考えなければならない」と変更した修正意見を述べさせて頂きました。

そして議長から修正部分を明示するよう言われて、横にいた静岡の先生の勧めで壇上に上って修正部分を書面で示しましたが、

後で聞いたら、壇上に上がるなんて普通、警備役の弁護士に止められるはずだ、とのこと。

とっさのアドリブだったにも関わらず、小生が提案した修正動議に対し、3分の1の先生方が少なくとも反対はしなかった、というのは驚きでした。

ご支持頂いた先生方、ありがとうございました。

6 第3分科会決議

第2分科会の決議はつつがなく終わり、第3分科会の決議に移りました。

小生は日弁連公害環境委・副委員長として内容の審査には加わっていたため、

当初案にあった「建築不自由の原則」等に対し、

「自由主義の成果を『ブルジョワ自由主義』と軽視した旧ソ連が自由のみならず平等まで損ねた歴史的経緯にか

んがみれば、

環境主義を提唱するに当たっても先人の足跡は踏まえる必要がある。所有権絶対原則の見直しは、むしろ公共事業推進の論拠になっていることも留意すべきだ」

と修正意見を述べて、結局上記原則の盛り込みは見送られました。

(もっとも私が修正させたのではなく、その後の日弁連正副会長会議で修正されたのですが)

ただ、決議案のタイトルまでは気が回らず、大会会場からは反対ではないにしろ、

「持続可能な都市」というのは分かりにくい、というご指摘を頂きました。

「持続可能な発展」というのは、環境に多少なりとも関心のある人の間では日常用語になっていますが、

「持続可能な都市」は確かに辞書に載っている単語とはいえません。

一般の人にわかり易い表現、というのも確かに留意しないとイケませんね。